

「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する 条例(案)及び相模原市開発事業基準条例の改正(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）に基づく本市における規制区域を令和7年4月1日に指定することに伴い、当該規制区域に適用する同法の施行等について必要な事項を定める相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例（以下「盛土規制法施行条例」といいます。）を制定するとともに、関連する相模原市開発事業基準条例（以下「開発基準条例」といいます。）を改正するに当たり市民の皆様からのご意見を募集しました。

その結果、6人の方から22件のご意見をいただきましたので、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和6年9月15日（日）～令和6年10月15日（火）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

資料の配架場所

開発調整課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		6人（22件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	3人（5件）
	電子メール	3人（17件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	パブリックコメントに関すること	2	0	2	0	0
	条例全般に関すること	2	0	2	0	0
	趣旨に関すること	1	0	1	0	0
	照会に関すること	1	0	1	0	0
	住民周知等に関すること	4	0	4	0	0
	協定に関すること	2	0	2	0	0
	保証金に関すること	1	0	0	1	0
	許可基準に関すること	3	0	3	0	0
	行政指導等に関すること	2	0	1	1	0
	その他	4	0	1	3	0
合 計		22	0	17	5	0

(4) 意見の内容及び意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
パブリックコメントに関すること			
1	<p>今回のパブリックコメント募集に関して、現行の相模原市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」といいます。）や関連する各条例の改正前と改正後で「具体的に市の許可基準ほか制度や運用がどう変わるのか」が提示されておらず、非常に分かりにくいです。</p> <p>他自治体ではパブリックコメント募集に先立ち、現行条例と比較して盛土規制法、新条例案の施行によって何がどう変わるのか、まとめているところがあります。例えば栃木県で土砂条例の見直しについて途中経過を詳しく、わかりやすく公開しています。</p> <p>（参考 URL） https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/dosha/documents/r05_1_setsumeii2_kentou.pdf https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/dosha/doshajourei-minaoshi.html</p> <p>相模原市もこうした透明性の高い方法で、市民へ向け積極的に情報を発信してください。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後は制度全体や運用について、より丁寧に情報を発信してまいります。</p>	イ
2	<p>土砂条例の改正案と盛土規制法施行条例案、開発基準条例の改正案について、なぜわざわざ別個にパブリックコメントを募集しているのでしょうか。</p> <p>一連の条例改正について意見をすることをいたずらに難しくしていると感じます。</p> <p>なぜ別個にパブリックコメントを募集しているのか、理解を深めるた</p>	<p>本市では、土砂条例により市内全域で土砂等の埋め立て等の適正化を推進してまいりましたが、盛土規制法の施行を踏まえ、現行の土砂条例との適用関係の整合を図ったところ、土砂災害の防止と土壌汚染の防止の二つの観点で分けて条例を制定及び改正することとしました。</p> <p>このため、盛土規制法施行条例案と土砂条例の改正案のパブリックコメントは分けて実施することとなりましたが、</p>	イ

	め回答がほしいです。	関連する条例のため、募集期間を合わせて実施することとしたものです。	
条例全般に関すること			
3	<p>今回の法改正のきっかけと趣旨を考えれば、盛土規制法を補完する条例として「危険な地域をきちんと規制する」内容にするべきで、そのため具体的には砂防三法(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)に基づいて指定される区域である「砂防指定地」「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」、また「盛土予定地の下流域に集落、公共施設、道路、鉄道等が存在し、盛土崩落時に市民生活に影響を与えることが予測される斜面等」については、市長の許可制ではなく「盛土禁止区域」と定めることが最も望ましいと考えます。</p> <p>少なくとも従前の規制は全て踏襲され、なおかつさらに強化されるべきで、改正によって緩和されることなどあってはならないと考えます。</p> <p>しかし、現行の土砂条例と盛土規制法施行条例案の骨子を見比べると、いくつかの項目で規制が緩和されてしまうように思われる変更が見られます。現行の土砂条例で定められた規制の内容についてはすべてにおいて意味があるはずで、この改正が盛土を許容し規制を緩和する内容になれば、熱海の人災を教訓にした法改正の趣旨から外れることになると思います。</p>	<p>盛土規制法は、全国一律の規制により危険な盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、規制区域の指定や、同区域内の盛土等の許可制度、土地所有者等の責務などを規定しています。</p> <p>盛土規制法施行条例案は、盛土規制法の施行を踏まえ、現行の土砂条例の目的のうち土砂災害の防止の観点による規定を措置することとし、近隣住民等への説明や自治会等との協定の締結、保証金の預託義務等について規定しています。</p> <p>また、現行の土砂条例の目的のうち土壌汚染の防止の観点による規定は、土砂条例の改正により引き続き措置することとし、搬入土量や土壌・水質検査結果の定期的な報告等について規定しています。</p> <p>これらの規定により、現行の土砂条例による土砂等の埋立て等の適正化に係る制度を維持しつつ、盛土等の災害防止に係る制度の充実を図りました。それぞれの条例施行後は連携して運用してまいります。</p>	イ
4	<p>現行の土砂条例は500平方メートル以上か500立方メートル以上を対象とし、土地の所有者の義務、近隣住民への説明会の義務と自治会との協定書締結の努力、3か月に1回の搬入土量と施工状況の報告の義</p>		

	<p>務、3,000平方メートル以上は6か月に1回の土壌と水質検査の報告の義務、保証金の預託、他の法令の許可を受けた事業への一定の規制等々、盛土や埋め立て規制に効果的と思われる項目を様々取り込んだ厳しい内容の条例になっています。</p> <p>この条例が地形的な条件から残土処分に狙われやすい津久井地域の谷や沢を守ってきたことは世間が広く認めるところです。</p> <p>今回、盛土規制法施行条例を制定するにあたり、先に見た規制項目を基本的に残し、その趣旨を反映させていくよう要望します。</p> <p>また、今回の盛土規制法施行を好機として、横出し、上乘せも含めた、より実効性の高い条例に仕上げていくことを重ねて要望します。</p>		
趣旨に関すること			
5	<p>趣旨について、現行の土砂条例第1条では「この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする」と規定されています。</p> <p>「良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする」という一文を条例案の趣旨に加えるべきと考えます。</p>	<p>盛土規制法施行条例案では、盛土規制法の施行を踏まえ、現行の土砂条例の目的のうち土砂災害の防止の観点による規定を措置することとし、良好な自然環境及び生活環境の保全に係る規定を含めた土壌汚染の防止の観点による規定は、土砂条例の改正により引き続き措置してまいります。</p> <p>このため、同規定を盛土規制法施行条例案に規定していません。それぞれの条例施行後は連携して運用してまいります。</p>	イ
照会に関すること			
6	<p>土地の形質の変更等に関する照会について、市長への照会について、「500平方メートルを超えるもの」とありますが、狭い土地への不法残土搬入等を防ぐため「100平方メートルを超えるもの」にすることが望ましいと考えます。</p>	<p>盛土規制法施行条例案では、これまでの土砂条例や開発基準条例での運用を踏まえ、土地の面積が500平方メートルを超える盛土等を照会の対象としています。</p> <p>なお、照会の対象とならない土地の面積が500平方メートル以下の盛土等であ</p>	イ

		<p>っても、高さが1メートルを超えるもの等は盛土規制法の許可又は届出の対象となります。</p> <p>不法盛土等に対しては、盛土規制法に基づく監視やパトロール等により確認してまいります。</p>	
住民周知等に関すること			
7	<p>近隣住民の定義について、盛土規制法施行条例案の骨子では「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線からの水平距離が10メートル(大規模宅地造成等にあつては、20メートル)の範囲内の土地を所有する者又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の全部又は一部を占有し、又は所有する者をいう。」となっていますが、</p> <p>現行の土砂条例第2条では「次に掲げる者をいう。ア 事業区域に隣接する土地の所有者等 イ 事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する建物を所有し、占有し、又は管理する者及び当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む自治会等(地方自治法(昭和22年法律第6号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)の代表者」と規定されています。</p> <p>津久井地区など山間部では、盛土による実害が発生しうる住宅等は現行の土砂条例に規定されている100メートルでもほぼ含まれず、実情に見合っていないと感じています。</p> <p>近隣住民をたったの10メートルや20メートルと規定するのは住宅密集地でのみ通用する話で、山間部を多く擁する相模原市の規定としてこの</p>	<p>盛土規制法では、周辺地域の住民に対し、あらかじめ、工事内容を周知することを定めていますが、盛土規制法施行条例案では、盛土規制法で措置されていない土地や建物の所有者等に対しても工事内容を周知するため、近隣住民及び周辺住民を定めています。</p> <p>盛土規制法と盛土規制法施行条例を合わせて運用することにより、現行の土砂条例よりも広範囲への周知が可能と考えています。</p> <p>なお、個別の盛土等に関する工事の申請に対する住民周知の範囲については、土地の面積が500平方メートルを超える土地において盛土等を行おうとする者からの照会を受ける際に、都度、地形図や計画図をもとに市が判断することとなりますが、具体的な範囲設定の考え方は、今後、手引き等により示してまいります。</p>	イ

	<p>数値は全くそぐわないと考えます。</p> <p>現行の土砂条例にある規定を強化し、少なくとも500メートル以内など、実情に見合った数値に改正していただきたいです。</p>
8	<p>周辺住民の定義について、盛土規制法施行条例案の骨子では「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域であって、当該工事による影響が想定される土地として、次に掲げる範囲の土地を敷地とする建築物の全部又は一部を占有し、又は所有する者をいう。ただし、近隣住民を除く。</p> <p>ア 勾配が10分の1を超える傾斜地盤上において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線から下流方向に水平距離100メートルの範囲</p> <p>イ アに掲げる範囲に準ずるものとして市長が必要と認める範囲」となっていますが、盛土が実際に及ぼす危険性を考えれば、「下流方向に水平距離100メートル」ではまったく実態に即していません。</p> <p>土石流は下流にある土砂を巻き込み数キロメートル下流まで甚大な被害を及ぼします。実際に発生した土石流災害を見れば影響を及ぼす可能性のある下流全域への適用が望ましく、この数値は最低でも「下流方向に2,000メートル」は必要であると考えます。</p> <p>許認可権者の解釈次第で周知が不足するような定義にしてはなりません。実態に即していない規定を定め、それを「アに掲げる範囲に準ずるものとして市長が認める範囲」などというあいまいな一文でぼかしてしまうのは非常に危険です。</p>

9	<p>「周辺住民」を下流水平方向に100メートルとしていますが、実際の工事規模や地形を考慮し事故時の被害予想を参考にして、その都度周辺住民の範囲を決めることが現実に即するものと思います。</p>		
10	<p>現行の土砂条例（定義）第2条（10）イでは、事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する建物を所有し、占有し、又は管理する者及び当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む自治会（カッコ内省略）の代表者とあります。</p> <p>今回の盛土規制法施行条例案では【2定義】では上記の内容が全体的に弱められ、【6近隣住民への周知の（5）】にて、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等から書面による説明が求められた場合には周知を行うとなっているものの、《ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない》と逃げ道が示されています。</p> <p>大規模な土砂の搬入の際は狭隘道路に大型ダンプが往来し、狭義の近隣住民に限らず多くの周辺住民の生活に多大な影響を及ぼします。これは緑区牧野篠原地区で昨年度起きた不法土砂搬入で、8月から12月までの間行われた数千台のダンプトラックにより数万m³の土砂が搬入された記憶が新しいです。一般の開発行為とは異なり規模が大きくなりがちな盛土規制法施行条例に自治会への配慮は必要です。</p>	<p>盛土等に関する工事は、広範囲に大きな影響を及ぼすことがあるため、盛土規制法施行条例案では、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等から書面で説明を求められた場合は、特定工事主は説明を行わなければならないこととしています。</p> <p>また、自治会等は、工事の計画に対し、意見や再意見の申し出を行うことができることとするとともに、特定工事主は、災害の防止及び近隣住民等との相互理解等の点から配慮すべき事項として協定の締結に努めなければならないとしています。</p>	イ
協定に関すること			
11	<p>協定の締結について、特定工事主と自治会等の協定締結について、努力義務ではなく必須にし、またその協定が守られなかった場合の罰則を</p>	<p>盛土規制法施行条例案では、協定の締結について、自治会等が必要ないと判断した場合や双方の合意に至らなかった場合等を勧告し、努力義務としていま</p>	イ

	設けるべきだと考えます。	す。 また、協定に違反した場合の取り決めは協定に規定すべき事項と考えます。特定工事主に対しては、必要に応じて指導を行ってまいります。	
1 2	<p>現行の土砂条例（協定）11条では、申請予定者は、<u>事業区域の周辺の地域の良好な自然環境及び生活環境の保全に係る事項等</u>について、市長が必要と認める自治会と協定を締結するよう努めなければならない。とあります。</p> <p>盛土規制法施行条例案の【10協定の締結】<u>災害の防止及び近隣住民等との相互理解の点から配慮すべき事項</u>についてと、アンダーライン部分が変化している。具体的には「良好な自然環境の保全」が抜け落ちていきます。</p> <p>これは、現行の土砂条例の担当課が環境経済局であったが、新条例の担当課が都市建設局となることにより、同課が扱う開発基準条例との横並びになったためかと想像します。</p> <p>主に市街地での開発行為等を扱う都市計画法および開発基準条例の対象地と、広大な都市計画区域外の地域を含む緑区の中山間地域（里山）では、「環境」がそもそも異なっています。緑区の里山において大規模な土砂の盛土などはヒトの生活にとどまらず多くの生き物を育む自然環境を破壊することにつながります。</p> <p>旧津久井4町には数多くの希少種や絶滅危惧種などが生息し、そこでは豊かな自然環境と人の暮らしの両立を目指していると考えます。SDGsを推進する本市としてこの後退はいかなものか。</p> <p>盛土規制法施行条例において、良</p>	<p>盛土規制法施行条例案では、盛土規制法の施行を踏まえ、現行の土砂条例の目的のうち土砂災害の防止の観点による規定を措置することとし、良好な自然環境及び生活環境の保全に係る規定を含めた土壌汚染の防止の観点による規定は、土砂条例の改正により引き続き措置してまいります。</p> <p>このため、協定について、「良好な自然環境に係る事項」を盛土規制法施行条例案には規定していませんが、「災害の防止及び近隣住民等との相互理解等の点から配慮すべき事項として協定を締結するよう努めなければならない」と規定していることから、必要に応じて配慮すべき事項として協定を締結することが可能と考えます。</p>	イ

	<p>好な自然環境の保全に係る事項を申請者が自治会と締結する規定とすべきであると考えます。</p>		
保証金に関すること			
13	<p>保証金の預託について、盛土規制法施行条例案の骨子では「(1)宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る盛土又は土石の堆積の高さが10メートルを超えるときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預け入れなければならない。」となっていますが、現行の土砂条例第31条では「盛土を行う前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土砂等の埋立て等」と規定されています。</p> <p>角度の撤廃は良いと考えるが、改正によって高さが5メートルから10メートルへと緩和されることは避けべきだと考えます。</p>	<p>盛土規制法は、技術的基準の強化や中間検査、定期報告などにより適切に工事が施行されているかを確認するなど厳しい規制となっています。</p> <p>盛土規制法施行条例案では、特に規模の大きい盛土等については、資力に見合った適正規模の盛土等として計画されるべきであることから、工事の適正な施行を保証するため、保証金の預託義務を規定することとしました。</p> <p>保証金の対象規模の検討に当たっては、技術的基準の審査に際して、盛土等の安定が保持されることの確認を求める盛土等の高さを10メートル超としていることから、これを対象としています。</p> <p>また、現行の土砂条例における実績から、残土処分を主な目的とした盛土等は、10メートル以下では行われていないことや、全国で報道される不法盛土等は10メートルを超えるものがほとんどであるため、保証金の対象規模を10メートルとしても保証金の預託義務の規定のこれまで果たしてきた役割は十分に機能するものと考えています。</p> <p>なお、本市における宅地開発の実態から、造成高さが5メートルを超えるものは一定数存在しますが、これまでの実績を踏まえ、これを保証金の預託の対象とすることは経済活動の過度な阻害となってしまうことに配慮しました。</p>	ウ
許可基準に関すること			
14	<p>盛土の崩落は下流域の人的被害に直結することから、許可条件には周辺住民の「同意」を追加願いたいです。</p>	<p>盛土規制法では、盛土等の許可に当たり技術的基準への適合などの許可基準により審査し判断することから、盛土規制法施行条例案においては周辺住民の</p>	イ

		<p>同意を義務付けていません。</p> <p>事前周知に際しては、近隣住民等からの意見に対して丁寧に対応すべきことなどを特定工事主に対して指導してまいります。</p>	
15	<p>申請の制限について、現行の土砂条例第14条では「事業期間について3年を超えて申請することができない」と規定されているが、骨子では事業期間の制限について触れられていません。</p> <p>この規定は相模原市議会令和元年12月定例会議において相模原市から「土砂等の埋め立て等の事業期間につきましては、事業の無計画な実施によります期間の延長がないようにするとともに、自然環境の保全及び地元住民の生活環境の保全等への影響を配慮した上で、3年を許容限度としたものでございます」と答弁されているとおり、市民等を守る上で土砂条例のなかでも極めて重要な規定と考えます。</p> <p>改正をきっかけにこの規定をなくすことはあってはならないと考えます。</p>	<p>盛土規制法では、盛土等の許可に当たり技術的基準への適合など許可基準により審査し判断すること、完了予定日の変更は届出事項となっていることから、盛土規制法施行条例案においては事業期間の制限や作業時間の制限を定めていません。</p> <p>なお、盛土規制法施行条例案では、許可申請前の事前周知に当たり、一定規模以上の盛土等を行う場合に説明会を義務付けることや、災害の防止及び近隣住民等との相互理解等の点から配慮すべき事項について、自治会等と協定を締結するよう努めなければならないとしています。</p> <p>事業期間や作業時間については、近隣住民等に丁寧に説明すべきことや、適切な工期設定となるよう、特定工事主に対して指導してまいります。</p>	イ
16	<p>環境保全対策について、現行の土砂条例施行規則別表第3の1の(1)のオの項では「原則として、作業時間は、午前9時から午後5時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは、作業を中止すること」と規定されています。</p> <p>申請の制限同様、市民の生活に直結するこうした規定については現行条例を踏襲し改正案に盛り込むべきだと考えます。</p>		

行政指導等に関すること			
17	<p>盛土は完成した後は保守管理が必要なはずでず。</p> <p>竣工後の安全確保について許可権者の義務(立ち入り検査や指導)を定めているのでしょうか。</p> <p>とくに谷埋め盛土のような事故時に下流域へ被害を及ぼすものについては、登録や登記制度を整えて竣工から撤去をするまでの間、行政が監視し安全を保障してほしいと考えます。</p> <p>規制を緩和するのではなく、強化する改正を望みます。</p>	<p>盛土規制法では、盛土等に関する工事が完了した時期にかかわらず立入検査や報告を求めること、災害のおそれが認められる盛土等の土地所有者等に対して勧告や命令ができる規定があるため、盛土規制法施行条例案に同じ規定を定めていません。</p> <p>工事が完了した後の盛土等に対しては、盛土規制法に基づく監視やパトロール等により確認してまいります。</p>	イ
18	<p>盛土規制法施行条例案の骨子は、現行の土砂条例を踏襲していると考えます。その担当窓口は緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区においては津久井総合事務所の環境経済局津久井地域環境課です。その結果、係員の現場への監視や地域住民とのやり取りなどがスムーズに行われています。</p> <p>今回、盛土規制法施行条例案が施行された際に都市建設局開発調整課が全市を取り扱うこととなると、上記の利点が失われるのではないかと危惧します。</p> <p>現在の組織では局が異なる扱いとなり、緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区における担当窓口を津久井地域環境課に置くことは困難かと予想しますが、過去に多くの不法盛土等が行われた緑区の最前線にも窓口を設け続けてほしいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、円滑な運用となるよう参考とさせていただきます。</p>	ウ

その他			
19	環境破壊、まち壊し、生体系破壊によるリニア事業の見直しの歯止めとなるように、開発基準条例の改正をはかってください。	盛土規制法では、一定規模以上の盛土等を行おうとするときは許可を受ける必要がありますが、リニア工事を含む道路、公園、鉄道等の公共施設用地内で行う盛土等は、規制の対象となりません。ただし、公共施設用地から発生する土砂等を公共施設用地外に盛土する場合は、盛土規制法の規制の対象となります。	ウ
20	リニア県駅橋本駅のうず高い盛土の危険性に鑑み、撤去する条例に改正してください。	盛土規制法施行条例案は、盛土規制法の施行を踏まえ、近隣住民等への説明や自治会等との協定の締結、保証金の預託義務等について定めるものであり、また、開発基準条例の改正案についても、残土処分を伴う開発行為を行う場合の適正な施行を担保するために保証金の預託義務を定めるもので、特定の民間事業を規制するために定める条例ではありません。	
21	市内では、リニア新幹線に関する残土の盛土が今後増えるはずです。鳥屋の車両基地にも盛土。大洞や新戸の採石場にも搬入しますが、しっかり市として規制基準に合致するかをチェックしていく条例にして欲しいです。JR東海にお任せでは、住民の生活や命は守れません。大企業の工事にも歯止めとなる条例を求めます。		
22	今回の熱海違法盛土崩落事故を教訓に、想定外の気候変動による集中豪雨に伴う土砂災害から、国民の生命と財産、生活を守る為の法律です。乱開発による盛土又リニア事業のように公共事業に名を借りた工事による盛土が至る所にあることを総点検して処分し、安全安心の確保となる条例にしてください。	盛土規制法に基づき、一定規模以上の既存盛土等について、客観的なリスク把握を行うため、定期的に基礎調査を実施してまいります。リニア工事等を含む公共施設用地内の盛土等は調査の対象としていません。調査の結果、災害のおそれ大きいと認められる盛土等の土地所有者等に対しては、盛土規制法に基づき勧告や命令など適切に指導してまいります。	イ